

## 特記仕様書

(地方独立行政法人化)

- 第1条 半田市立半田病院と常滑市民病院は、令和7年4月1日付けでの地方独立行政法人（以下「法人」という。）化の手法を用いた経営統合を予定している。
- 2 半田市立半田病院と令和6年度以前に締結した契約で、令和7年度以降においても引き続き効力を有する契約については、地方独立行政法人法第66条第1項に基づき、官報等の手段による「法人への権利及び義務の承継」の公告により、承継されることとなる。
- 3 承継にあたり、関係書類として「法人の成立の日現在における当該法人の資産及び負債の見込みを明らかにする書類」を閲覧に供するので、異議のある債権者は、当該書類の閲覧期間満了の日までに書面で知事にその旨を申し出ることができる。